

上越市廃棄物処理施設整備及び運営事業

入札説明書

(案)

平成25年8月

上越市

《目 次》

第1 入札説明書の位置付け	1
第2 事業の概要	1
1. 事業名	1
2. 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	1
3. 公共施設等の管理者	1
4. 事業目的	1
5. 事業方式	1
6. 立地に関する事項	2
7. 計画値並びに本施設の概要	2
8. 契約の形態	2
9. 事業期間	3
10. 関係法令等の遵守	3
11. 事業期間終了後の措置	3
12. 事業の対象となる業務範囲	3
第3 入札に関する事項	4
1. 入札に関するスケジュール	4
2. 入札手続等	5
3. 入札の関する担当部署等	11
4. 参加資格要件	12
第4 落札者の決定	16
1. 審査機関の設置	16
2. 落札者の決定方法	16
第5 本事業に関する提示条件	17
1. 特別目的会社の設立	17
2. 事業者の収入	17
3. 売電収入の帰属先	18
4. 市が適用を予定している交付金について	18
5. 保険	18
6. 想定されるリスクの分担	18
7. 業務の委託等	19
第6 落札者決定後の手続き並びに契約に関する事項	19
1. 交付金申請手続きへの協力	19
2. 契約の概要	19
3. 地位の譲渡等	19
4. 入札保証金及び契約保証金	20
第7 公表資料の一覧	20
1. 入札説明書添付資料	20
2. 別添資料	21

上越市廃棄物処理施設整備及び運営事業入札説明書では、次のように用語を定義する。

- 本事業 : 上越市廃棄物処理施設整備及び運営事業をいう。
- 本施設 : 本事業において設計・建設され、運営・維持管理される上越市廃棄物処理施設をいい、工場棟、管理・計量棟のほか、特別高圧電力受変電設備、鉄塔、調整池、洗車棟、庁用車用車庫、駐車場、構内道路、燃料貯蔵所、配管、構内案内板、外灯、植栽等の事業実施区域内の設備及び建築物、工場棟から温浴施設（上越リゾートセンターくるみ家族園）に温水を供給するための配管及びその付帯設備、水源井揚水設備、水源井揚水設備から井水取合い点までの給水配管及びその付帯設備の一切を含めていう。
- プラント : 本施設のうち処理対象物の焼却処理に必要な全ての設備（機械設備・電気設備・計装制御設備等を含む）を総称していう。
- 建築物等 : 本施設のうちプラントを除く設備及び建築物を総称していう。
- D B O方式 : Design（設計）、Build（建設）、Operate（運営）を事業者に一括して委ねる事業手法をいう。
- 特定事業 : 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第2条第2項の規定に準じて、市が実施する事業をいう。
- 建設事業者 : 本施設の設計・建設業務を担当する企業をいう。
- 運営事業者 : 本施設の運営・維持管理業務を担当する特別目的会社をいう。
- 特別目的会社（SPC） : 本施設の運営・維持管理業務の実施のみを目的として設立される株式会社をいう。
- 事業者 : 建設事業者及び運営事業者の総称をいう。
- 応募者 : 本事業の入札手続きに参加する複数企業で構成されるグループをいう。
- 代表企業 : 入札手続きにおいて応募者の代表を務める者をいう。
- 構成員 : 設計・建設業務または運営・維持管理業務を担当する企業のうち、運営事業者に出資を行う企業をいう。

- 協力企業 : 設計・建設業務または運営・維持管理業務を担当する企業のうち、運営事業者に投資を行わない企業をいう。
- 落札者 : 市が設置する審査機関から優秀提案の選定を受けて、事業契約の締結を予定する者として市が決定した応募者をいう。
- 事業契約 : 基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の総称をいう。
- 事業実施区域 : 本事業を実施する区域をいう。
- 入札説明書 : 本事業の入札に参加する者に対して、市が事業条件、参加手続き等を説明するための書類をいう。
- 入札説明書等 : 本事業の入札公告に際して配布する入札説明書、要求水準書、事業契約書（案）、落札者決定基準書等の書類をいう。
- 基本契約 : 事業者の本事業を一括で発注するために、市と事業者で締結する契約をいう。
- 建設工事請負契約 : 本事業の設計及び建設の実施のために、基本契約に基づき、市と建設事業者が締結する契約をいう。
- 運営業務委託契約 : 本事業の運営の実施のために、基本契約に基づき、市と運営事業者が締結する契約をいう。

第1 入札説明書の位置付け

上越市（以下「市」という。）は、上越市廃棄物処理施設整備及び運営事業（以下「本事業」という。）について「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）の規定に準じて実施するため、平成25年7月1日に「上越市廃棄物処理施設整備及び運営事業 実施方針」（以下「実施方針」という。）を公表した。また、市は、平成25年7月31日にPFI法第6条の規定に準じて、本事業を特定事業として選定し公表した。

本入札説明書は、市が本事業を実施する事業者を総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第167条の10の2）により募集及び選定するにあたり、本事業の入札に参加しようとする者に交付するものである。

なお、本入札説明書と同時に公表する「要求水準書」、「落札者決定基準」、「基本協定書（案）」、「基本契約書（案）」、「建設工事請負契約書（案）」、「運営業務委託契約書（案）」、「様式集」、「提出書類の作成要領」及びこれらに関する質問回答は本入札説明書と一体のもの（以下「入札説明書等」という。）とし、事業者は入札説明書等に従って本事業を実施しなければならない。

応募者は、入札説明書等の内容を踏まえ、入札に必要な書類等を提出すること。

第2 事業の概要

1. 事業名

上越市廃棄物処理施設整備及び運営事業

2. 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

名称 上越市新クリーンセンター（仮称）

種類 一般廃棄物処理施設

3. 公共施設等の管理者

上越市長 村山 秀幸

4. 事業目的

本事業は、一般廃棄物等を安定的かつ経済的に焼却処理するとともに、焼却廃熱を利用した発電による熱エネルギーの回収、焼却残渣の適正処分を行い、循環型社会の構築に適した処理システムの中核を担う施設の整備及び運営を行うことを目的とする。

5. 事業方式

本事業における施設の整備及び運営はDBO方式により実施する。

落札者として決定された企業グループ（以下「落札者」という。）は、建設事業者として上越市廃棄物処理施設（以下「本施設」という。）の設計・建設業務を行う。

さらに、落札者は、特別目的会社[SPC]（運営事業者）を設立し、20年6ヶ月間の運営・維

持管理期間にわたって、本施設の運営・維持管理業務を実施するものとする。

6．立地に関する事項

(1) 事業実施場所

上越市大字東中島地内

(2) 事業敷地の取得について

事業敷地は市の所有地である。

7．計画値並びに本施設の概要

項 目	概 要
処 理 対 象 物	燃やせるごみ 燃やせないごみ破碎残渣 し尿し渣、し尿沈砂 下水道し渣 動物の死骸 上記～には「上越市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」で定める市が処理する産業廃棄物(紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ)も含む。その他、非常時における以下の2種類も本施設の処理対象物となる。 災害廃棄物 し尿汚泥
供 用 開 始 予 定	平成 29 年 11 月
敷 地 面 積	事業敷地面積 約 49,830m ² 事業実施区域面積 約 41,460m ²
容 積 率	200%以下
建 ぺ い 率	70%以下
緑 化 率	指定なし
施 設 規 模	170t/日(85t/日×2炉 1日当たり24時間)
発 電 効 率	循環型社会形成推進交付金制度における高効率ごみ発電施設の交付要綱に従い15.5%以上とする

8．契約の形態

市は、事業者と相互に協力し、本事業を円滑に実施するため本事業に係る基本契約を締結する。また、基本契約に基づいて、事業者のうち設計・建設を担当する者(以下「建設事業者」という。)と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。さらに、基本契約に基づいて、運営事業者と本事業に係る運営業務委託契約を締結する。(基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約の3つの契約をまとめて、以下「事業契約」という。)

事業契約の締結主体を「添付資料-5 本事業のスキーム概要について」に示す。

9．事業期間

事業期間は次のとおりとする。

- ア 設計・建設期間 : 事業契約締結日から平成 29 年 10 月まで
- イ 運営・維持管理期間 : 平成 29 年 10 月から平成 50 年 3 月まで (20 年 5 ヶ月間)

10．関係法令等の遵守

市及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。)をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

11．事業期間終了後の措置

本施設は約 30 年間にわたって使用する予定であり、建設事業者及び運営事業者 (総称して、以下「事業者」という。)は、約 30 年間の使用を前提として設計・建設及び運営・維持管理を行うこととする。また、事業者は、事業期間終了時に本施設を市の定める明け渡し時における施設の要求水準を満足する状態に保って、市に引継ぐものとする。本施設の事業期間終了時の措置について、運営開始後 16 年目 (平成 44 年度)の時点において、市及び事業者は協議を開始するものとする。

12．事業の対象となる業務範囲

本事業において市及び事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。また、各項目の詳細については要求水準書に示すとおりとする。

ア 事業者が行う業務

本施設の設計に関する業務

- 1) 本施設の設計
- 2) 市が提示する調査結果以外に必要となる事前調査
- 3) 市の循環型社会形成推進交付金 (以下「交付金」という。)申請支援
- 4) 環境影響評価書 (再評価)の支援
- 5) 市が行うその他許認可申請支援

本施設の建設に関する業務

- 1) 仮設施設の建設
- 2) 管理棟等の解体
- 3) 本施設の建設
- 4) 仮設施設の解体
- 5) 建設工事に係る許認可申請等

本施設の運営・維持管理に関する業務

- 1) 運転管理業務
- 2) 維持管理業務
- 3) 環境管理業務

- 4) 防災管理業務
- 5) 関連業務
- 6) 情報管理業務
- イ 市が行う業務
 - 本施設の設計・建設に関する業務
 - 1) 用地の確保
 - 2) 近隣同意の取得・近隣対応
 - 3) 本施設の交付金申請手続
 - 4) 本施設の設計・建設モニタリング
 - 5) その他これらを実施する上で必要な業務
 - 本施設の運営・維持管理に関する業務
 - 1) 近隣対応
 - 2) 運営モニタリング
 - 3) 本施設への処理対象物の搬入
 - 4) 残渣運搬・最終処分業務（焼却主灰・焼却飛灰の安定化处理、残渣の保管、積込、計量までは事業者の業務範囲）
 - 5) その他これらを実施する上で必要な業務

第3 入札に関する事項

1. 入札に関するスケジュール

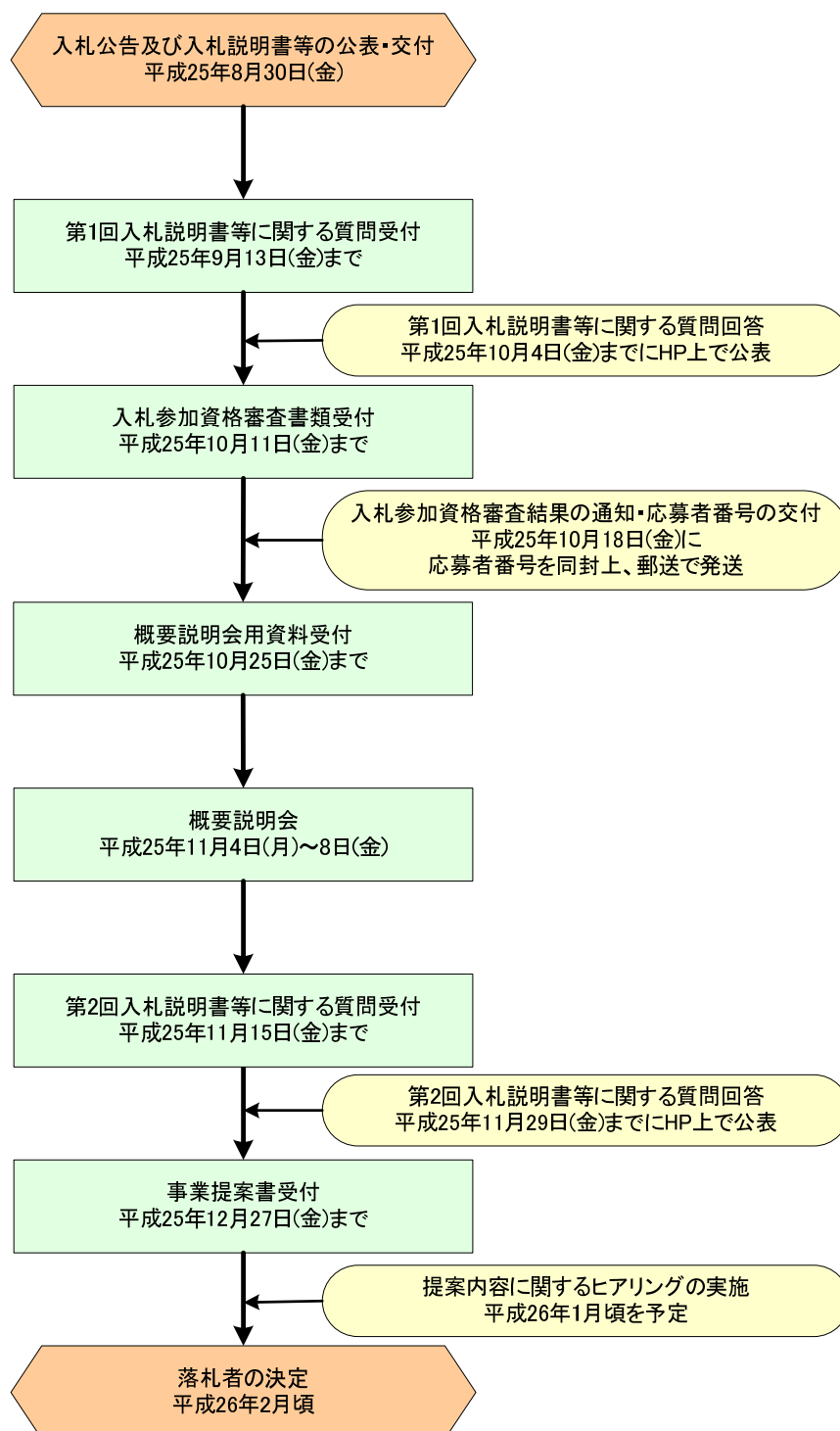
本事業の実施スケジュールは、次のとおりを予定している。ただし、「上越市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）」に規定する市の休日（以下「休日」という。）には、受付を行わないこととする。

内 容	日 程
入札公告及び入札説明書等の公表・交付	平成25年 8月30日(金)
第1回入札説明書等に関する質問受付期限	平成25年 9月13日(金)
第1回入札説明書等に関する質問回答の公表	平成25年 10月04日(金)
入札参加資格審査書類受付期限	平成25年 10月11日(金)
入札参加資格審査結果の通知・応募者番号の交付	平成25年 10月18日(金)
概要説明会用資料受付期限	平成25年 10月25日(金)
概要説明会	平成25年 11月04日(月) ～平成25年 11月08日(金)
第2回入札説明書等に関する質問受付期限	平成25年 11月15日(金)
第2回入札説明書等に関する質問回答の公表	平成25年 11月29日(金)
事業提案書の受付	平成25年 12月27日(金)
落札者決定及び公表	平成26年 2月頃
基本協定締結	平成26年 3月頃
事業契約仮契約締結	平成26年 5月頃
事業契約本契約	平成26年 6月頃

上記スケジュールにおいて参加者の書類提出の状況、市の設置する審査機関の審議の進捗状況等により、変更が生じる場合は、その内容を公表する。

2. 入札手続等

(1) 入札手続の概要



(2) 入札公告（入札説明書等の公表）

市は、平成 25 年 8 月 30 日に入札公告を行い、「要求水準書」、「落札者決定基準」、「基本協定書（案）」、「基本契約書（案）」、「建設工事請負契約書（案）」、「運營業務委託契約書（案）」、「様式集」及び「提出書類の作成要領」及びこれらに関する質問回答を公表する。なお、環境影響評価準備書は平成 25 年 10 月に、環境影響評価書は平成 26 年 6 月にそれぞれ公表を予定している。

(3) 第 1 回入札説明書等に関する質問受付及び回答

第 1 回入札説明書等に関する質問受付及び回答を以下のとおり実施するものとし、電話等による質問には一切応じない。なお、応募者の特殊な技術、ノウハウ等に係り応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、質問に対する回答は公表するものとし、市が必要と認めた場合は質問について直接確認を行うことがある。

ア 提出期間

本入札説明書等公表日から平成 25 年 9 月 13 日（金） 17：00 までとする。

イ 提出方法

本入札説明書等と同時にホームページに公表する第 1 回 入札説明書等に関する質問書（様式 1-1）（Microsoft Excel 形式）に記入のうえ、そのファイルを E-mail に添付し送付する。

送付先

上越市 自治・市民環境部 生活環境課 施設整備係

E-mail

shinkuri@city.joetsu.lg.jp

タイトル

「（応募者名） - 第 1 回入札説明書等に関する質問」

ウ 到達の確認方法

市が質問、意見書を提出した者に返信する。

エ 回答の公表

平成 25 年 10 月 4 日（金）17:00 までにホームページにて公表する。

(4) 入札参加資格審査書類の受付

応募者の代表企業は、以下の要領に従って資格審査申請書に関する提出書類（様式 2-1～2-8）を提出すること。

ア 対象

入札参加希望者

イ 提出期間

本入札説明書等公表日から平成 25 年 10 月 11 日（金） 17：00 までとする。

ウ 提出方法

応募者の代表企業が担当部署へ郵送または持参により提出する。なお、E-mail、FAXによる提出は認めない。

エ 提出書類

- ・入札参加資格審査申請（様式 2-1）
- ・応募者の構成（様式 2-2）
- ・委任状（様式 2-3）
- ・委任状（復代理人）（様式 2-4）
- ・入札参加資格要件確認書 その 1（様式 2-5）
- ・入札参加資格要件確認書 その 2（様式 2-6）
- ・入札参加資格要件確認書 その 3（様式 2-7）
- ・入札参加資格要件確認書 その 4（様式 2-8）

オ 結果通知

平成 25 年 10 月 18 日（金）に応募者の代表企業に書面で発送する。その際、事業提案書の作成に必要となる応募者番号を交付する。

また、資格審査結果についてはホームページにて公表する。

カ 審査結果理由の説明請求

- ・審査の結果、参加資格が認められなかったものは、その理由について市に対して説明を求めることができる。
- ・資格審査結果理由の説明を求める場合には、市が通知した日の翌日から起算して 3 日以内（期間中の休日を除く。）に担当部署へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。郵送（書留に限る。）または持参によるものとし、持参の場合は、9:00～17:00 まで（ただし、12:00 から 13:00 まで及び期間中の休日を除く。）とする。
- ・説明を求めたものに対する回答は、速やかに書面により行う。

キ その他

- ・提出期限に遅れた資格審査申請書は受け付けない。
- ・提出時には、身分を証明できるもの（社員証、運転免許証）の提示を求める場合がある。

(5) 概要説明会

ア 目的

事業の位置づけや市の意図の理解促進

本事業は、以下に示す基本方針を有する。そのため、資格審査通過者が、市にとっての本事業の位置づけや特徴を理解した上で、提案作成できるよう、必要事項を的確に伝える必要がある。

上越市廃棄物処理施設整備に係る基本方針

- 1) 安心、安全で安定した施設
- 2) 環境保全に限りなく配慮した施設
- 3) エネルギーと資源の回収に優れた施設
- 4) 周辺環境に調和した施設
- 5) 経済性に優れた施設

要求水準書未達の防止と創意工夫の発揮

本事業は性能発注により行われるため、応募者に事業条件等を正しく伝えることができない場合、資格審査通過者の提案内容が要求水準未達となる可能性がある。資格審査通過者と提案内容に関する対話を行うことで、事業条件等に対する認識の齟齬を解消し、民間の創意工夫を引き出しつつ、要求水準未達となる事態を回避することが必要になる。

イ 概要説明会の流れ

対象

資格審査通過者

概要説明会の実施

市と概要説明会参加者は、概要説明会用資料等をもとに、平成 25 年 11 月 4 日（月）～平成 25 年 11 月 8 日（金）に概要説明会を行う。

概要説明会要領の送付

資格審査通過者に対し、市より概要説明会の要領を送付する。概要説明会の要領の送付にあわせて、市から概要説明会時に確認したい事項を E-mail において提示する。また、概要説明会の要領において、当日の概要説明会の実施概要（時間配分等）を示す。

概要説明会用資料の提出

概要説明会に参加する資格審査通過者は、概要説明会要領を受領後、以下の要領に従って概要説明会の申込書（様式 3-1 号）及び、概要説明会用資料（様式 3-2 ～3-2 ）を提出すること。

1) 提出期間

平成 25 年 10 月 25 日（金） 17:00 までとする。

2) 提出方法

応募者の代表企業が担当部署へ郵送または持参により提出する。なお、E-mail、FAX による提出は認めない。

3) 提出書類

a 概要説明会の申込書（様式 3-1）

b 概要説明会用資料

・処理フロー（様式 3-2 ）

- ・配置・動線計画（様式 3-2 ）
- ・設計・建設期間の工程（様式 3-2 ）
- ・質問事項（様式 3-2 ）

質疑事項の公表

事業者選定の公平性、透明性を確保する観点から、概要説明会での質問事項は第 2 回入札説明書等に関する質問書（様式 1-2）に記入することとし、回答をホームページにて公表する。なお、応募者固有のノウハウに基づく部分については、市と応募者の協議の上、公表しないことがある。

(6) 第 2 回入札説明書等に関する質問受付及び回答

第 2 回入札説明書等に関する質問受付及び回答を以下のとおり実施する。

ア 提出期間

平成 25 年 11 月 15 日（金） 17：00 までとする。

イ 提出方法

本入札説明書等と同時にホームページに公表する第 2 回 入札説明書等に関する質問書（様式 1-2）(Microsoft Excel 形式)に記入のうえ、そのファイルを E-mail に添付し送付する。

送付先

上越市 自治・市民環境部 生活環境課 施設整備係

E-mail

shinkuri@city.joetsu.lg.jp

タイトル

「(提出者名) - 第 2 回入札説明書等に関する質問」

ウ 到達の確認方法

市が質問、意見書を提出した者に返信する。

エ 回答の公表

平成 25 年 11 月 29 日（金）17:00 までにホームページにて公表する。

(7) 事業提案書の受付

応募者の代表企業は、以下の要領に従って入札書及び本事業に対する提案内容を記載した事業提案書を提出すること。

なお、市は応募者の提案内容についてヒアリングを実施することを予定している。

ア 対象

資格審査通過者

イ 提出期間

平成 25 年 12 月 27 日（金） 17：00 までとする。

ウ 提出方法

応募者の代表企業が担当部署へ郵送または持参により提出する。なお、E-mail、FAXによる提出は認めない。

エ 提出書類

「提出書類の作成要領」に規定する様式による。

オ ヒアリング

ヒアリングの詳細については別途事業提案書を提出した者に通知する。

カ 結果通知

平成26年2月頃に応募者の代表企業に書面で発送する。結果の概要についてはホームページにて公表する。

キ 審査結果理由の説明請求

- ・審査の結果、落札者とならなかったものは、その理由について市に対して説明を求めることができる。
- ・審査結果理由の説明を求める場合には、市が通知した日の翌日から起算して3日以内(期間中の休日を除く。)に担当部署へ書面(書式は自由)を提出することにより、説明請求を行うものとする。郵送(書留に限る。)または持参によるものとし、持参の場合は、9:00~17:00まで(ただし、12:00から13:00まで及び期間中の休日を除く。)とする。
- ・説明を求めたものに対する回答は、速やかに書面により行う。

ク その他

- ・提出期限に遅れた事業提案書は受け付けない。
- ・提出時には、身分を証明できるもの(社員証、運転免許証)の提示を求める場合がある。

(8) 入札に関する留意事項

ア 入札説明書等の承諾

応募者は、「入札参加資格審査申請書(様式2-1)」の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものとする。

イ 費用負担

応募申込みに係る経費は、応募者の負担とする。

ウ 提出書類の取扱い

入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

事業提案書の変更等の禁止

事業提案書の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。また、理由のいかんに関わらず返却しない。

著作権

応募資料の著作権は、応募者に帰属することとするが、審査結果の公表において必要な場合、市は、必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。

特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

エ 資料の取扱い

市が提供する資料は、本件入札に係る検討以外の目的に使用することはできない。

オ 使用言語及び単位、時刻

「提出書類の作成要領」及び各様式に特別に指定するもの以外は、入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

カ 入札の辞退

資格審査申請書を提出した者は事業提案書の提出期限までは、いつでも入札を辞退することができる。入札辞退届の提出要領は以下のとおりとする。

提出期限

平成25年12月27日（金） 17:00までとする。

提出方法

応募者が「入札辞退届（様式1-4）」を担当部署へ持参により提出する。なお、E-mail、FAXによる提出は認めない。

その他

入札辞退の撤回はできない。

キ 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

入札説明書に規定する入札参加資格のない者が行った入札

資格審査申請書に記載された応募者以外の者が行った入札

談合その他不正行為があったと認められる入札

応募者の記名並びに応募者の代理人の署名及び押印を欠く入札または入札事項を明示しない入札

事業提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札

同一事項に対し2通以上の書類提出がなされた入札

その他入札説明書等において示した入札条件に違反した入札

ク 入札の中止等

本事業の入札手続きに関して市が必要と認めるときは、入札の執行を取りやめることができる。

ケ その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札にあたって必要な事項が生じた場合には、市は入札参加者に通知することとする。

3. 入札に関する担当部署等

(1) 担当部署

本入札に関する担当部署（提出書類等受付窓口）は次のとおりとする。

上越市 自治・市民環境部 生活環境課 施設整備係

〒943-8601

新潟県上越市木田一丁目1番3号

電話：025-526-5111 内線（1225）

FAX：025-526-6185

Eメールアドレス：shinkuri@city.joetsu.lg.jp

ホームページ：http://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/seikatsu

(2) 入札に関する資料公表方法

入札説明書等は、上記市のホームページにて公表する。

4. 参加資格要件

応募者は、次の資格要件を全て満たすものとする。また、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

設計・建設業務及び運営・維持管理業務の実施にあたっては、以下に示す応募者の構成等で規定するものもとより、上越市内に本社がある事業者を積極的に活用すること。

(1) 応募者の構成等

応募者は、設計・建設業務及び運営・維持管理業務を実施する予定の複数の企業で構成する企業グループとする。

応募者は、本事業の設計・建設業務または運営・維持管理業務を行う企業のうち、運営事業者となる特別目的会社に出資する企業（以下「構成員」という。）及び運営事業者となる特別目的会社に出資しない企業（以下「協力企業」という。）から構成されるものとする（構成員のみで構成することも可能）。

応募者の構成員の中から「第2 3 .(2)イ プランツの設計・建設を行う企業」のすべての要件を満たす1者を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。

構成員または協力企業の変更は認めない。但し、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではない。

設計・建設業務では、入札公告時における最新の上越市建設工事入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている事業者のうち新潟県内に本店・本社があり、上越市内に営業所等がある事業者で格付け点数が1,300点（建築一式）以上の事業者を1社及び、入札参加資格者名簿に登載されている事業者のうち上越市内に本社があり、格付け点数が900点（建築一式）以上の事業者1社以上を構成員または協力企業に含めること。「上越市内に営業所等がある事業者」とは、以下の要件をすべて満たすものとする。

- ・ 契約締結などの権限を委任されている者が常駐し、実態的な営業活動を5年以上行っていること。

- ・営業所としている建物内において、明確に区分された事務室が設けられていること
- ・営業する許可業種に対応する専任技術者が常駐していること
- ・営業所に常勤する従業員が3人以上であること

また、この項でいう「格付け点数」とは、入札参加資格者名簿等に記載されている「総合値」に上越市の「加算」を加えた「合計」をさす。

構成員または協力企業は、他の応募者の構成員または協力企業となることはできない。構成員または協力企業が、複数の企業等で構成されるものである場合には、これらを構成するものについても他の応募者の構成員または協力企業となることはできない。同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

(2) 応募者等の参加資格要件

ア 共通の参加資格要件

次のいずれかに該当する者は、構成員及び協力企業となることはできない。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

上越市の指名停止措置を受けている者

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者

会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者

会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者

民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者

破産法（平成16年法律第75号）第18条または第19条による破産の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条または第133条による破産の申立てを含む。）がなされている者

暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）またはその構成する者（暴力団の構成団体を構成する者を含む。）の統制の下にある者

本事業に係るアドバイザー業務に携わった企業、またはこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の20以上の株式を有し、またはその出資の総額の100分の20以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表

権を有する役員を兼ねている者をいう。なお、本事業に係るアドバイザー業務に携わった企業は次のとおりである。

八千代エンジニアリング株式会社
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

市が設置する本事業の事業者の選定に関する審査機関（以下「審査機関」という。）の委員が所属する企業

実施方針の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について市が設置する審査機関の委員に対し、接触等の働きかけを行った者

イ 各業務を行う者の要件

応募者は、本事業の設計・建設、運営・維持管理の各業務を行う者として、以下の からの各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。

本施設のプラントの設計・建設を行う者の要件

建設事業者のうち本施設のプラントの設計・建設を行う企業は、構成員とし、以下の要件を全て満たすこと。

- 1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- 2) 市の競争入札参加資格者名簿の清掃施設工事の登載者であること。
- 3) 以下に示す要件をすべて満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設の建設に関する契約実績を有すること。
 - a) 1 炉当たり 85t/日以上かつ炉構成が 2 炉以上
 - b) 発電設備を設置した連続運転式一般廃棄物焼却施設（処理方式は、「ストーカ式焼却方式」または「ストーカ式焼却 + 灰溶融方式」に限る）
 - c) 平成 15 年度以降かつ入札公告の前日時点までに設計・建設業務についての契約が締結されている施設。
- 4) 建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。

本施設の建築物等のうち土木部分以外（以下「建築部分」という。）の建設を行う者の要件

建設事業者のうち本施設の建築物等のうち建築部分の設計・建設を行う企業は、構成員または協力企業とすること。当該業務を複数の構成員または協力企業で実施する場合は、少なくとも 1 社が以下の全ての要件を満たすこと。

- 1) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく一級建築士事務所登録の有資格者であること。
- 2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する建築一式工事に係る

特定建設業の許可を有すること。

- 3) 市の競争入札参加資格者名簿の建築工事の登載者であること。
- 4) 建設業法における建築工事業に係わる監理技術者として、一級建築施工管理技士または一級建築士の資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。

本施設の建築物等のうち土木部分の建設を行う者の要件

建設事業者のうち本施設の建築物等のうち土木部分の設計・建設を行う企業は、構成員または協力企業とすること。当該業務を複数の構成員または協力企業で実施する場合は、少なくとも1社が以下の全ての要件を満たすこと。

- 1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する土木一式工事に係る特定建設業の許可を有すること。
- 2) 市の競争入札参加資格者名簿の土木工事の登載者であること。
- 3) 建設業法における土木工事業に係わる監理技術者として、一級土木施工管理技士またはこれと同等の資格を有する者を本工事に専任で配置できること。

運営事業者から本施設の運営・維持管理業務を受託する者の要件

運営事業者から本施設の運営・維持管理業務を受託する企業は、構成員または協力企業とし、以下に示す要件を満たすこととする。同一業務を複数の構成員または協力企業で実施する場合は、少なくとも1社は以下の要件を全て満たすこととする。

- 1) 以下の要件をすべて満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の運営・維持管理業務実績を元請(地方公共団体発注のPFI、DBO、長期包括運営委託事業のSPC(特別目的会社)から直接受託したものを含む)として締結した契約実績を有すること。
 - a) 1炉当たり85t/日以上かつ炉構成が2炉以上
 - b) 発電設備を設置した連続運転式一般廃棄物焼却施設(処理方式は、「ストーカ式焼却方式」または「ストーカ式焼却+灰溶融方式」に限る)
 - c) 平成15年度以降かつ入札公告の前日時点までに運営・維持管理業務についての契約が締結されている施設。
- 2) 廃棄物処理施設技術管理者(ごみ処理施設)の資格を有し、発電設備を設置した連続運転式一般廃棄物焼却施設(処理方式は、「ストーカ式焼却方式」または「ストーカ式焼却+灰溶融方式」で1炉当たり85t/日以上かつ炉構成が2炉以上の施設(1年以上の稼働及び1系列あたり90日間以上の連続運転実績を有する施設に限る(ただし、灰溶融施設については1系列あたり90日間以上の連続運転実績は要件としない))の現場総括責任者(施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者)としての経験を有する技術者を有すること。
- 3) 本施設の運営・維持管理にあたり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

ウ 参加資格の確認

参加資格確認基準日は入札参加資格審査書類提出日とする。

落札者決定日までの間に応募者の構成員及び協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、市は当該応募者を落札者決定のための審査対象から除外する。

落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成員及び協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、市は落札者決定を取り消す。この場合において、市は、落札者決定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

第4 落札者の決定

1. 審査機関の設置

応募者の審査は市が設置した審査機関において実施する。審査機関及び同機関を構成する委員は、次のとおりである。

委員長	栗原 英隆	(公益社団法人全国都市清掃会議技術顧問)
副委員長	清水 忠明	(新潟大学工学部教授)
委員	山口 直也	(新潟大学経済学部准教授)
委員	山縣 耕太郎	(上越教育大学准教授)
委員	山岸 行則	(上越市副市長)
委員	池上 治樹	(上越市財務部長)
委員	笹川 桂一	(上越市自治・市民環境部長)

なお、構成員または協力企業が、落札者決定前までに、審査機関の委員に対し、事業提案書の審査に関して自己の有利になる目的のための接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

2. 落札者の決定方法

落札者の選定は、以下の手順で行う(詳細は別添資料「落札者決定基準書」参照)。

なお、落札者の選定に当たっては、市が設置する審査機関において評価・審査し、その結果を受けて、市が落札者を決定する。

(1) 参加資格審査

参加資格審査に当たっては、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について審査を行い、参加資格要件の具備を確認する。

(2) 事業提案審査

ア 基礎審査

基礎審査は、参加資格審査を合格した資格審査通過者から提出された提案内容が市の要求する水準を満足するものであることについて確認を行うものである。確認された資格審査通過者のみ次段階の非価格要素審査及び価格審査に進むこととする。

イ 非価格要素審査

基礎審査において市の要求する要件を満たした応募者を対象として、別添資料「落札者決定基準書」に基づき非価格要素について審査し、非価格要素審査点を決定する。

ウ 価格審査

予定価格を超過しない応募者の入札価格について、別添資料「落札者決定基準書」に定める算定式により価格審査点を算出する。

なお、本事業の予定価格は次のとおりである。

予定価格 ： 円 （消費税及び地方消費税を含む。）
入札書比較価格 ： 円 （消費税及び地方消費税を含まない。）
（施設整備費 ： 円 （消費税及び地方消費税を含まない。）
（運營業務委託費 ： 円 （消費税及び地方消費税を含まない。）

：特別高圧電線敷設費 円を含む

エ 総合評価及び落札者の選定

市が設置する審査機関は、非価格審査点と価格審査点から落札者決定基準に定める総合評価式により優秀提案を選定し、その結果に基づき市が落札者を決定する。

第5 本事業に関する提示条件

1．特別目的会社の設立

落札者決定後には、落札者は、特別目的会社を速やかに設立しなければならない。なお、特別目的会社は次の要件をすべて満たさなければならない。また、構成員以外のものは特別目的会社への出資をすることができない。

運営事業者の本店所在地は上越市内としなければならない。

応募グループのうち、代表企業の議決権付普通株式の保有割合は、設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。

運営事業者の定款において、会社法（平成17年法律第86号）第326条第2項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を市に提出すること。

運営事業者の株主は、市の同意なくして運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

2．事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおりとする。

(1) 本施設の設計・建設業務に係る対価

市は、本施設の設計・建設業務の対価として、施設整備費を建設業者に支払う。（詳細は添

付資料 - 1「対価の支払方法について」参照)。

(2) 本施設の運営・維持管理業務に係る対価

市は、本施設の運営・維持管理業務の対価として、運営業務委託費を運営事業者に支払う(詳細は添付資料 - 1「対価の支払方法について」参照)。

(3) 支払の減額等

市は事業者の業務実施状況についてモニタリングを行い、事業契約書、要求水準書で定められたサービス水準及び事業者提案によるサービス内容を充足していないことが判明した場合は、委託料の減額等を行うことがある。減額等の方法についての詳細は、添付資料 - 3「モニタリング及び対価の減額について」に定める。

3. 売電収入の帰属先

運営事業者は、ごみの処理に伴って発生する熱エネルギーを利用して発電を行い、本施設内での利用を行うとともに、余剰電力を電力事業者へ売却する。

売電収入は市に帰属するものとするが、運営事業者は当該売電収入の向上を十分考慮し、運営・維持管理業務を行う。

4. 市が適用を予定している交付金について

本施設は、環境省「循環型社会形成推進交付金」の対象施設であることを想定している。交付金の申請等の手続は市において行うが、建設事業者は申請手続に必要な書類の作成等について市を支援するものとする。

5. 保険

事業者が加入する保険についての詳細は、「事業者が付保する保険について」に定める。なお、事業者の提案に基づき必要に応じて提示した条件以上の補償内容とすること及び提示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。

なお、市は、社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済及び全国市長会市民総合賠償補償保険を付保する予定である。

6. 想定されるリスクの分担

(1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。設計・建設業務、運営・維持管理業務に伴うリスクは、原則として事業者が負うものとするが、市が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、市がリスクを負うこととする。

(2) 想定されるリスクの分担

市と事業者のリスク分担の詳細は、事業契約書(案)において定める。

7. 業務の委託等

事業者は業務の全部または一部を第三者に委任しまたは請け負わせることができる。但し構成員または協力企業以外の者へ委託する場合は事前に市の承諾を得るものとする。

第6 落札者決定後の手続き並びに契約に関する事項

1. 交付金申請手続きへの協力

事業者は、市が行う交付金の申請手続き等に協力するとともに、当該交付金交付要綱等に適合するように本施設の設計・建設業務、関連資料の作成を行うこととする。

2. 契約の概要

市は、入札説明書等、事業者の提案内容及び市が入札に当たって予め提示する事業契約書（案）に基づきそれぞれの対象者と仮契約を締結する。仮契約の締結に向けて市と落札者は契約内容に関する確認を行い、市と事業者が締結した仮契約は市議会の議決を経て正式な事業契約となる。各々の契約についての対象者・締結時期は以下のとおりである。

(1) 基本協定

対象者：落札者

締結時期：落札者決定後すみやかに

(2) 基本契約

対象者：落札者及び落札者が設立する運営事業者（特別目的会社）

締結時期：仮契約：平成26年5月頃、本契約：平成26年6月頃

(3) 建設工事請負契約

対象者：建設請負事業者

締結時期：仮契約：平成26年5月頃、本契約：平成26年6月頃

(4) 運営業務委託契約

対象者：運営事業者

締結時期：仮契約：平成26年5月頃、本契約：平成26年6月頃

なお、本事業スキームの概要については添付資料 - 5「本事業スキームの概要について」に示す。

3. 地位の譲渡等

市の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務等を譲渡、担保提供またはその他の方法により処分してはならない。

4. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金等

ア 契約保証金の額

建設工事請負契約

建設事業者は、設計・建設業務の履行を保証するために、建設工事請負契約金額の100分の10に相当する金額を設計・建設業務期間中の契約保証金として建設工事請負契約の締結時に市に納付する。

運營業務委託契約

運営事業者は、運営・維持管理業務の履行を保証するために、年度運営費の100分の10に相当する金額を契約期間中の契約保証金として運營業務委託契約の締結時に納付する。

イ 契約保証金の納付方法

契約保証金は現金で納付するものとするが、契約保証金額に相当する次のいずれかの担保を提供することにより替えることができる。

契約保証金に代わる担保となる有価証券等（国債証券、地方債証券、政府が保証する証券、市長が確実であると認める公社債券）の提供

この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関または保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

ウ 契約保証金の免除

事業者は、契約保証金に相当する額を保険金額とする履行保証保険の写しを市に提出することにより契約保証金を免除することができる。なお履行保証保険契約の締結後、ただちにその保険証券を市に寄託すること。

第7 公表資料の一覧

本入札説明書と同時に公表する資料については以下のとおりである。

1. 入札説明書添付資料

入札説明書 添付資料-1 対価の支払方法について

入札説明書 添付資料-2 モニタリング及び対価の減額について

入札説明書 添付資料-3 事業者が付保する保険について

入札説明書 添付資料-4 契約スキーム（例）

2 . 別添資料

別添資料「要求水準書」

要求水準書設計・建設業務編

要求水準書運営・維持管理業務編

要求水準書添付資料

別添資料「落札者決定基準」

別添資料「提出書類の作成要領」

別添資料「様式集」

別添資料「基本協定書（案）」

別添資料「基本契約書（案）」

別添資料「建設工事請負契約書（案）」

別添資料「運營業務委託契約書（案）」